



金 沢 市 公 報

第 3 0 2 6 号

令和2年(2020年)12月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について	
●告 示			
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について (")	4
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について (")	5
○生活保護法等の規定に基づく介護機関の指定について (生活支援課)	3		
●公 告		●監査公表	
○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業水産振興課)	3	○監査公表 (第16号) (監査事務局)	5
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	4	●農業委員会告示	
●選挙管理委員会告示		○令和2年第12回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	8
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	4	●公営企業告示	
○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	4	○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	9
		○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (")	9

告 示

●金沢市告示第354号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和2年12月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場

- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
- 金沢市営観音堂バス停前自転車駐車場
- 金沢市営十間町自転車駐車場
- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営豎町自転車駐車場
- 金沢市営豎町第2暫定自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 - 自転車 97台
 - 原動機付自転車 1台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 - 令和2年11月1日から同月30日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 - 金沢市二口町ニ24番地5
 - 公益社団法人金沢市シルバー人材センター
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 - 日時 令和2年12月11日から令和3年3月10日まで
 - 午前10時から午後7時まで
 - 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第355号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和2年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
豎町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
香林坊2丁目地内	自 転 車	1台
法島町地内	自 転 車	4台
三社町地内	自 転 車	1台
高島3丁目地内	自 転 車	1台
入江3丁目地内	自 転 車	2台
元町2丁目地内	自 転 車	1台
問屋町1丁目地内	自 転 車	1台
堀川新町地内	自 転 車	1台

尾山町地内	自 転 車	1台
-------	-------	----

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
令和2年11月1日から同月30日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
令和2年12月11日から令和3年6月10日まで
 - (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第356号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示します。

令和2年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日	サービスの種類
	名 称	所在地	名 称	所在地		
1740143209	桜町ゆうゆう薬局	金沢市桜町23番11号	株式会社ハイ・サポート	金沢市森戸1丁目97番地5	令和2年11月1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
1740143993	県庁北ゆうゆう薬局	金沢市鞍月4丁目147番地	株式会社ハイ・サポート	金沢市森戸1丁目97番地5	令和2年11月1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
1740144587	磯部ゆうゆう薬局	金沢市磯部町二14番地1	株式会社ハイ・サポート	金沢市森戸1丁目97番地5	令和2年11月1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

令和2年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間
令和2年12月12日から翌年1月12日まで
 - (2) 場所
金沢市柿木島1番1号 金沢市農林水産局農業水産振興課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

- (1) 申出先
金沢市農林水産局農業水産振興課
- (2) 申出方法
書面により持参又は郵送
- (3) 申出期間
令和3年1月13日から起算して15日以内（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

- (1) 提出先
金沢市農林水産局農業水産振興課
- (2) 提出方法
持参又は郵送
- (3) 提出期間
令和2年12月12日から翌年1月12日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和2年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市割出町31番1及び31番4から31番7まで	金沢市四十万4丁目127番地2 株式会社アスティ 代表取締役 坂田 由紀	道路 金沢市割出町31番4

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和2年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,538人

●金沢市選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和2年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,630人

●金沢市選挙管理委員会告示第20号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項

において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和2年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,630人

●金沢市選挙管理委員会告示第21号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和2年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,538人

●金沢市選挙管理委員会告示第22号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和2年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

62,815人

監 査 公 表

●金沢市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

令和2年12月11日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中 村	哲 郎	
金沢市監査委員	高 岩	勝 人	
金沢市監査委員	清 水	邦 彦	

第1 監査の概要

1 監査対象の団体名、所在地及び所管局課

団 体 名	所 在 地	所 管 局 課
公立大学法人 金沢美術工芸大学	金沢市小立野5丁目11番1号	都市政策局 金沢美術工芸大学建設事務所
公益財団法人 金沢市スポーツ事業団	金沢市泉野出町3丁目8番1号	文化スポーツ局スポーツ部 スポーツ振興課
公益財団法人 金沢子ども科学財団	金沢市長町3丁目3番3号	教育委員会学校教育部 学校指導課
公益財団法人 金沢国際交流財団	金沢市本町1丁目5番3号	都市政策局 国際交流課
公益財団法人 金沢健康福祉財団	金沢市大手町3番23号	保健局 健康政策課

2 監査を執行した監査委員

林充男、中村哲郎、高岩勝人、清水邦彦

3 監査の範囲

令和元年度の出納その他の事務（ただし、必要と認められた令和2年度及び平成30年度以前の事務を含む。）

4 監査の期間

令和2年7月10日から同年11月25日まで

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財政援助団体等監査の着眼点」に基づき、公益上の必要性は十分か、公金が適正かつ効率的に運用されているかを主眼として、監査を実施した。

6 監査の実施内容

出納その他の事務の執行を対象として、あらかじめ必要と認められる監査資料の提出を求め、監査対象団体の責任者及び監査対象団体（施設）を所管する関係職員から事業等についての説明聴取を行うとともに、関係帳簿及び関係書類の照合、通査及び実査を行った。

主な監査帳票

公立大学法人 金沢美術工芸大学	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為何書、事業計画書、補助金等交付申請書及び実績報告書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類
公益財団法人 金沢市スポーツ事業団	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為何書、事業計画書、予算書及び決算諸表、補助金交付申請書及び実績報告書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、指定に関する根拠法令等、指定の手続管理に関する協定書等
公益財団法人 金沢子ども科学財団	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為何書、事業計画書、補助金等交付申請書及び実績報告書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類
公益財団法人 金沢国際交流財団	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為何書、事業計画書、補助金等交付申請書及び実績報告書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類
公益財団法人 金沢健康福祉財団	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為何書、事業計画書、予算書及び決算諸表、補助金交付申請書及び実績報告書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、指定に関する根拠法令等、指定の手続管理に関する協定書等

7 団体の概要

(1) 公立大学法人 金沢美術工芸大学

ア 設立及び目的

金沢の歴史と風土に培われた「ものづくりの精神」を受け継ぎ、美術・工芸・デザインの分野における専門の理論と技術を研究し教授することを通じて、広い視野と豊かな感性を兼ね備えた人材を育成するとともに、知と創造の拠点として、研究成果の社会還元や次代を拓く新たな芸術の発信を行い、もって文化の向上と地域社会ひいては国際社会の発展に寄与することを目的に昭和21年11月に設立され、平成22年4月からは公立大学法人に移行している。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

資本金3,139,739千円の全額（出資割合100%）

(イ) 補助金等の交付状況（令和元年度）

金沢美術工芸大学運営費交付金

標準運営費交付金 758,270千円

特定運営費交付金 107,295千円

施設整備費補助金 32,777千円

(2) 公益財団法人金沢市スポーツ事業団

ア 設立及び目的

金沢市民の健康増進及びスポーツの振興に関する事業を実施し、市民の心身の健全な発達と健康で活力のある生活の形成に寄与することを目的に昭和56年9月に設立され、平成24年4月からは公益財団法人に移行している。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

基本財産10,000千円の全額（出資割合100%）

(イ) 補助金等の交付状況（令和元年度）

金沢市スポーツ事業団運営費補助金 89,112千円

(ウ) 指定管理の状況（令和元年度）

指定管理委託料 412,995千円

施 設 名
※金沢市総合体育館、金沢市営中央市民体育館、金沢市営城東市民体育館、金沢市営城東テニスコート、金沢市営城西市民体育館、金沢市営浅野川市民体育館、金沢市営城南市民体育館、金沢市営城北市民体育館、金沢市営森本市民体育館、※金沢市額谷ふれあい体育館、※金沢市営城北市民テニスコート、金沢市営西金沢テニスコート、金沢市営大徳テニスコート、金沢市営東金沢スポーツ広場、金沢市営西金沢少年運動広場、屋外スポーツ施設等 計43施設

※印は実査を行った施設である。

(3) 公益財団法人金沢子ども科学財団

ア 設立及び目的

金沢市に在住する児童生徒等の課外における科学的な活動などを支援するとともにその普及・発展に努め、科学の心を育むことを目的に平成12年12月に設立され、平成23年4月からは公益財団法人に移行している。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

基本財産30,000千円の全額（出資割合100%）

子ども科学振興基金（運用財産）200,000千円の全額（出資割合100%）

(イ) 補助金等の交付状況（令和元年度）

金沢子ども科学財団運営費補助金 34,886千円

(4) 公益財団法人金沢国際交流財団

ア 設立及び目的

金沢を中心とした地域において、地域の特性を生かし、活力にあふれた国際交流活動を実施することにより、市民レベルの相互理解と友好親善の促進を図るとともに、国籍や文化などの異なる人々が、互いの違いを認めあい、地域の構成員として共に生きていく社会の実現を図り、金沢の一層の発展に寄与し、もって普遍的な国際平和を目指すことを目的に平成元年3月に設立され、平成24年4月からは公益財団法人に移行している。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

基本財産20,000千円の全額（出資割合100%）

(イ) 補助金等の交付状況（令和元年度）

金沢国際交流財団国際交流事業補助金 31,855千円

(5) 公益財団法人金沢健康福祉財団

ア 設立及び目的

地域包括ケアシステムや地域医療の推進を図ることを目的として、医療及び福祉サービスの提供及び健康教育の普及啓発を行うことで、医療及び福祉に関する総合的なサービスの向上を図り、もって市民の健康増進と福祉の向上に寄与することを目的に平成31年4月に設立された。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

基本財産50,000千円のうち35,000千円(出資割合70%)

- (イ) 補助金等の交付状況(令和元年度)
金沢健康福祉財団運営費補助金 25,483千円
- (ウ) 指定管理の状況(令和元年度)
指定管理委託料 160,153千円

施 設 名
金沢健康プラザ大手町、卯辰山公園健康交流センター千寿閣、老人福祉センター万寿苑、老人福祉センター松寿荘、老人福祉センター鶴寿園、老人福祉センター万寿苑分館十一屋生きがい交流館

第2 監査の結果

1 公立大学法人金沢美術工芸大学

出資団体の事業の運営及び補助金等に係る収支の会計経理は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

2 公益財団法人金沢市スポーツ事業団

出資団体の事業の運営、補助金等に係る収支の会計経理及び公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善が望まれる事項については、団体理事長及び所管課長にその旨指示したので、記述を省略した。

3 公益財団法人金沢子ども科学財団

出資団体の事業の運営及び補助金等に係る収支の会計経理は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

4 公益財団法人金沢国際交流財団

出資団体の事業の運営及び補助金等に係る収支の会計経理は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

5 公益財団法人金沢健康福祉財団

出資団体の事業の運営、補助金等に係る収支の会計経理及び公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第13号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定により令和2年第12回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則(昭和36年農業委員会規則第3号)第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和2年12月11日

金沢市農業委員会
会長 井 口 栄 市

1 日時

令和2年12月21日午後3時

2 場所

金沢市第二本庁舎2301会議室

3 議案

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 非農地証明願について
- (4) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について

(5) 金沢市農業委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則制定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第36号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年12月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 令和2年8月1日から同年10月31日までの原料の平均価格等
 - 1トン当たり液化天然ガス平均価格 31,500円
 - 1トン当たり液化プロパン平均価格 40,010円
 - 1トン当たり平均原料価格 32,310円
- 原料価格変動額 57,200円
算式 $89,530円（1トン当たり基準平均原料価格） - 32,310円（1トン当たり平均原料価格） = 57,200円（100円未満切捨て）$
- 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 - 57,200円（原料価格変動額） / 100円 \times 0.082円$
この結果、令和3年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から46.91円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

●金沢市公営企業告示第37号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年12月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 令和2年8月1日から同年10月31日までの平均原料価格
1トン当たり 40,010円
- 原料価格変動額 46,300円
算式 $86,340円（1トン当たり基準平均原料価格） - 40,010円（1トン当たり平均原料価格） = 46,300円（100円未満切捨て）$
- 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 - 46,300円（原料価格変動額） / 100円 \times 0.204円$
この結果、令和3年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から94.46円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

令和2年(2020年)12月11日	印刷	発行人	金 沢 市
令和2年(2020年)12月11日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	